

平成26事務年度
国税庁実績評価事前分析表

平成26年6月
(平成27年6月改訂)

財 務 省

「平成26事務年度国税庁実績評価事前分析表」の改訂について

「平成26事務年度国税庁実績評価事前分析表」について、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき策定された「財務省改善取組計画」（平成26年9月18日財務省行政情報化推進委員会決定。対象期間は、平成26年度から平成28年度までの3年間）に合わせて、測定指標の廃止、新設及び目標値（数値）の設定を行ったことから、同事前分析表を改訂します。

平成27年6月
財 務 省

(変更点)

測定指標（定量的な指標）		目標値	
変更前	変更後	変更前	変更後
e-Taxの利用状況：公的個人認証の普及割合等に左右される3手続	廃止	増加	—
e-Taxの利用状況：法人税申告等上記以外の12手続	廃止	増加	—
新設	e-Taxの利用状況：公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告手続（2手続）	—	54%
新設	e-Taxの利用状況：上記以外の国税申告手続（4手続）	—	69%
新設	e-Taxの利用状況：申請・届出等手続（9手続）	—	58%
ICT活用率（所得税申告及び消費税申告（個人））	同左	増加	70%
e-Taxの利用満足度	同左	増加	75%
オンライン申請の受付1件当たりの費用	同左	減少	同左
事務処理（削減）時間	同左	増加	同左
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	同左	増加	85%



平成26事務年度 国税庁実績評価事前分析表についての説明

財務大臣は、中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（平成13年1月6日財務省訓令第12号）を定めるとともに、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績評価を行っております。国税庁の実績評価については、7月から翌年6月を対象として、毎年6月末までに実施計画を策定し、翌年10月頃に評価を行っております。

国税庁の実施計画においては、本省の政策評価と同様に、平成26事務年度から実施計画の一部として事前分析表を作成することとしました。平成26事務年度の前分析表においては、実施計画で設定した、実績目標(大)3、実績目標(小)4、業績目標6ごとに一定の分析を行っております。

具体的には、各目標に関係する測定指標・予算を目標ごとに明示し、特に測定指標については、定量的な指標の設定に加え、定性的な指標の設定にも努めたほか、目標の設定の考え方及び指標の設定の根拠を記載することとしました。

事前分析表の作成により、翌年に行う実績評価をより適切に実施できるよう努めたところであり、今後とも実績評価の内容の向上に努めてまいりたいと考えております。

平成26年6月
財 務 省

<目 次>

○ 平成26事務年度 国税庁実績評価事前分析表についての説明	1
○ 平成26事務年度 事前分析表	
(実績目標(大) : 3)	
実績目標(大) 1 (内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収)	5
実績目標(大) 2 (酒類業の健全な発達の促進)	6
実績目標(大) 3 (税理士業務の適正な運営の確保)	8
(実績目標(小) : 4)	
実績目標(小) 1-1 (税務行政の適正な執行)	9
実績目標(小) 1-2 (納税者サービスの充実)	11
実績目標(小) 1-3 (適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済)	12
実績目標(小) 1-4 (国際化への取組)	13
(業績目標 : 6)	
業績目標 1-2-1 (広報・広聴活動等の充実)	15
業績目標 1-2-2 (相談等への適切な対応)	17
業績目標 1-2-3 (電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進)	19
業績目標 1-3-1 (適正申告の実現、的確な調査・行政指導の実施)	22
業績目標 1-3-2 (期限内収納の実現、滞納の未然防止及び整理促進への取組)	24
業績目標 1-3-3 (不服申立てへの取組)	26
○ 平成26事務年度 各目標と予算との対応関係	27

○ 実績目標（大）1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

目標設定の考え方	<p>国税庁は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。このため、①納税者に租税の意義や税法の知識、手続などについて正しく理解していただくよう努めるとともに、納税者の視点に立った広報・広聴、相談等に努めるなど納税環境を整備すること、②税務行政の執行に当たって関係法令を適正に適用するとともに、申告が適正でないと認められる納税者や期限内に納付しない納税者に対しては的確な調査や滞納処分等を行うなど、適正・公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正・公平な賦課及び徴収の実現を図ります。このような観点から、上記の目標を設定しています。</p>
-----------------	---

評価の方法	<p>「実績目標（大）1」については、「実績目標（小）1-1～1-4」を通じて評価を行います。</p>
--------------	---

上記「実績目標（大）」を達成するための「実績目標（小）」

実績目標（小）1-1： 税務行政の適正な執行
実績目標（小）1-2： 納税者サービスの充実
実績目標（小）1-3： 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
実績目標（小）1-4： 国際化への取組

実績目標に係る予算額	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度当初	平成 26 年度行政事業レビュー番号（注）
内国税等の賦課及び徴収に必要な経費	100,852,720 千円	99,338,562 千円	99,244,640 千円	113,732,355 千円	/

担当部局名	<p>長官官房（総務課、人事課、会計課、企画課、参事官、国際業務課、厚生管理官、広報広聴官、相互協議室、税務相談官、首席国税庁監察官）、課税部（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、資産評価企画官、鑑定企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校、国税不服審判所</p>	実績評価実施予定時期	<p>平成 27 年 10 月</p>
--------------	---	-------------------	---------------------

（注） 当該予算に対応する平成 26 年度行政事業レビューの番号を記載します。斜線は対応する行政事業レビューがないことを示します。

○ 実績目標(大) 2 : 酒類業の健全な発達の促進

目標設定の考え方	<p>国税庁においては、酒類業の業種所管庁として、酒税の保全及び酒類業の健全な発達を図るため、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むほか、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の多様化などの社会経済情勢の変化に対応し、消費者、製造業及び販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応します。また、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)等を踏まえ、「日本産酒類の総合的な輸出環境整備」に取り組むこととしています。このような観点から、上記の目標を設定しています。</p>
-----------------	---

上記「実績目標(大)」を達成するための「施策」

施策(1) : 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応
施策(2) : 酒類の公正な取引環境の整備
施策(3) : 日本産酒類の輸出環境整備
施策(4) : 構造・経営戦略上の問題への対応
施策(5) : 独立行政法人酒類総合研究所との連携
施策(6) : 未成年者飲酒防止対策等の推進
施策(7) : 酒類に係る資源の有効な利用の確保

測定指標 (定量的な指標)

1. 酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度 (単位 : %)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	85	85	85	90	90
	実績値	86.1	86.7	90.4	91.4	/
(目標値の設定の根拠)						
酒類製造業者に対して実施した製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。						
2. 酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合 (単位 : %)	事務年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	80	80	90	90	90
	実績値	92.6	87.6	96.8	N.A	/
(目標値の設定の根拠)						
酒類の取引状況等実態調査において指導した事項が改善されているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。 (注) 平成 25 事務年度実績値は、26 年 7 月末までにデータが確定するため、25 事務年度実績の評価書に掲載予定です。						

測定指標 (定性的な指標)	平成26年度目標	目標の設定の根拠
1. 日本産酒類の輸出環境整備への対応	関係府省等と連携しながら、貿易障壁の除去に向けた働きかけ、海外への日本産酒類の情報発信等に取り組むほか、輸出セミナーの開催など、酒類業者のニーズを反映した取組を実施します。	「日本再興戦略」等において取り組むこととされた、日本産酒類の輸出促進に向けた総合的な輸出環境整備を関係府省等と連携して取り組むことが重要であるためです。
2. 構造・経営戦略上の問題への対応	業界動向を把握・分析した結果を情報提供するほか、経営指導の専門家等による研修の実施など、経営改善に対する支援等を実施します。	中小企業が多数を占める酒類業界において、酒類業の経営改善等に対して各種支援等を実施することが重要であるためです。

3. 独立行政法人酒類総合研究所との連携の推進	高度な分析・鑑定、酒類の品質・安全性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などについて、独立行政法人酒類総合研究所との連携を推進します。	独立行政法人酒類総合研究所と、高度な分析・鑑定、酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などについて連携を推進することが重要であるためです。
4. 未成年者飲酒防止対策等の推進	未成年者飲酒防止等を推進するため、酒類の適正な販売管理の確保に努めるほか、広報啓発活動や酒類業界の取組の支援等の必要な取組を行います。	酒類の適正な販売管理体制の整備に取り組むなど未成年者飲酒防止等の社会的要請に対応することが重要であるためです。
5. 酒類に係る資源の有効な利用の確保	酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、周知・啓発に努めます。	酒類容器のリサイクル等、酒類に係る資源の有効な利用の確保という社会的要請に対応することが重要であるためです。

実績目標に係る予算額	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度当初	平成 26 年度行政事業レビュー番号	対応する施策番号(注)
酒類業の健全な発達の促進に必要な経費	330,469 千円	337,742 千円	407,449 千円	468,240 千円		
単式蒸留しょうちゅう製造業近代化事業費等補助金	289,173 千円	288,600 千円	357,600 千円	425,606 千円	012	(4)
独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金に必要な経費	1,020,024 千円	966,090 千円	965,001 千円	956,474 千円		
独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金	1,020,024 千円	966,090 千円	965,001 千円	956,474 千円	013	
合計	1,350,493 千円	1,303,832 千円	1,372,450 千円	1,424,714 千円		
担当部局名	課税部（酒税課、鑑定企画官）			実績評価実施予定時期	平成 27 年 10 月	

(注) 当該予算に対応する上記施策の番号を記載しています。斜線は対応する施策がないことを示します。

○ 実績目標 (大) 3 : 税理士業務の適正な運営の確保

目標設定の考え方

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っています（税理士法第1条）。このため、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、たとえ無償であっても税理士でない者は行ってはならないこととされています（税理士法第2条及び第52条）。これらを踏まえ、国税庁は税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士会等との連絡協調を推進するとともに、税理士法に基づき、税理士に対する指導監督を的確に実施し、その業務の適正な運営の確保を図ります。このような観点から、上記の目標を設定しています。

上記「実績目標 (大)」を達成するための「施策」

施策 (1) : 税理士会等との連絡協調の推進

施策 (2) : 税理士等に対する指導監督の的確な実施

施策 (3) : 書面添付制度の普及・定着に向けた取組

測定指標 (定量的な指標)

1. 税理士会への説明 会等の評価 (単位: %)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	60	65	70	70	70
	実績値	67.8	69.6	71.6	72.5	

(目標値の設定の根拠)

税理士会等が開催する説明会や研修会の充実を図る観点から、講師派遣した説明会等の評価を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。

2. 税理士会等との綱 紀監察をテーマとし た協議会等の開催回 数 (単位: 回)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	—	650	750	950	950
	実績値	—	783	946	1,155	

(目標値の設定の根拠)

税理士等に対する国民の信頼を確保するため、税理士業務の適正な執行と綱紀の保持について注意喚起がなされているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。

測定指標 (定性的な指標)

平成26年度目標

目標の設定の根拠

1. 書面添付制度の普及・定着に向けた取組

税理士会との協議会において積極的に意見交換を行うなど、書面添付制度の普及・定着を図ります。

書面添付制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、また、添付書類の作成者である税理士の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結び付くためです。

実績目標に係る予算額

平成 23 年度

24 年度

25 年度

26 年度当初

平成 26 年度
行政事業レビ
ユー番号対応する
施策番号

上記の業績目標に関連する予算額はありません。

担当部局名

長官官房 (総務課)、課税部 (課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課)

実績評価実施予定時期

平成 27 年 10 月

○ 実績目標 (小) 1-1 : 税務行政の適正な執行

目標設定の考え方

申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民の理解と信頼を得ることが基本となることから、適正・公平な課税の実現を目指すため、関係法令を適正に適用するとともに事務を迅速に処理するほか、透明性の確保等を図り、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。このような観点から、上記の目標を設定しています。

上記「実績目標 (小)」を達成するための「施策」

施策(1) : 関係法令の適正な適用と迅速な処理

施策(2) : 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等

施策(3) : 守秘義務の遵守

施策(4) : 職員研修の充実

施策(5) : 業務・システム最適化の推進

施策(6) : 社会保障・税番号制度の導入に向けた取組

測定指標(定量的な指標)

1. 「更正の請求」の 3か月以内の処理件 数割合(単位: %)	事務年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	98.9	98.6	98.6	N. A	

(目標値の設定の根拠)

納税者の救済手段である更正の請求に係る処理が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から 95%としています。

(注) 平成 25 事務年度実績値は、26 年 7 月末までにデータが確定するため、25 事務年度実績の評価書に掲載予定です。

2. 所得税還付金の 6週間以内の処理 件数割合(単位: %)	事務年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	95.7	96.4	96.3	N. A	

(目標値の設定の根拠)

所得税の還付金処理が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から 95%としています。

(注) 平成 25 事務年度実績値は、26 年 7 月末までにデータが確定するため、25 事務年度実績の評価書に掲載予定です。

3. 納税証明書の 15 分以内の発行割合 (単位: %)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	92.7	93.2	92.8	93.2	

(目標値の設定の根拠)

納税証明書の発行に係る処理が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。

測定指標(定性的な指標)

1. 情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応

平成26年度目標

情報公開法に基づく開示請求等に対して適切に対応します。

目標の設定の根拠

情報公開の観点から、国民に開かれた透明性のある税務行政を実現するためです。

2. 行政機関個人情報保護法に基づく個人情報の適切な管理及び開示請求等への適切な対応	行政機関個人情報保護法に基づき個人情報を適切に管理します。また、開示請求等に対して適切に対応します。	個人情報保護の観点から、個人情報を適切に管理するとともに国民に開かれた透明性のある税務行政を実現するためです。
3. 守秘義務遵守の周知徹底	税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ります。	税務調査への協力の確保等、税務行政を円滑に執行するためには、納税者の皆様の理解と信頼が不可欠であり、守秘義務の遵守の徹底がその基本となるためです。
4. アンケート調査による受講者の意見等の把握	職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を把握し、職員研修の充実を図ります。	職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査等により受講者の意見等を把握し、必要に応じて研修内容に反映させることにより、職務遂行に必要な専門的知識・技能等を付与し、職員の能力・資質の一層の向上を図り、適正な税務行政を執行していくことが重要であるためです。
5. 業務・システム最適化の推進	国税関係業務の業務・システム最適化計画の基本理念及び世界最先端IT国家創造宣言に基づいた行政情報システム改革の取組に沿って、計画的に業務・システムの改革に取り組みます。	国税関係業務の業務・システム最適化計画及び政府情報システム改革ロードマップに沿った取組を実施することにより、税務行政の効率化等が図られるためです。
6. 社会保障・税番号制度の導入に向けた取組	番号制度の導入に向けたシステム構築等の準備についての的確に取り組みます。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等により、社会保障・税番号制度が導入され、国税庁では、法人番号の付番機関になるとともに番号の利活用機関となるため、法人番号の指定方法等や番号の利活用方策の検討、システム構築など、制度導入に向けた準備を円滑に進めていくことが重要であるためです。

実績目標に係る予算額	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度当初	平成 26 年度行政事業レビュー番号	対応する施策番号
税務大学校に必要な経費	2,306,941 千円	2,428,532 千円	2,182,200 千円	2,245,806 千円	/	(4)
国税総合管理 (KSK) システム	31,560,293 千円	32,261,887 千円	30,902,093 千円	31,242,608 千円	008	(5)
法人番号システム (仮称) 等	—	98,800 千円	149,350 千円	10,200,616 千円	011	(6)
合計	33,867,234 千円	34,789,219 千円	33,233,643 千円	43,689,030 千円	/	/

担当部局名	長官官房 (総務課、人事課、企画課、首席国税庁監察官)、課税部 (課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、資産評価企画官)、徴収部 (管理運営課、徴収課)、調査査察部 (調査課、査察課)、税務大学校	実績評価実施予定時期	平成 27 年 10 月
--------------	--	-------------------	--------------

○ 実績目標 (小) 1-2 : 納税者サービスの充実

目標設定の考え方	<p>適正申告・納税を推進するため、納税者が、申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるよう、広報活動を充実し、租税に関する啓発活動を推進するとともに、納税者からの問い合わせや相談に対して迅速・的確に対応するなど、納税者の多様なニーズに的確に対応した納税者サービスを充実します。また、電子申告等 I C T を活用した申告・納税を一層推進し、e-Tax の一層の普及及び定着を図ることなどにより、納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めます。このような観点から、上記の目標を設定しています。</p>		
評価の方法	<p>「実績目標 (小) 1-2」については、「業績目標 1-2-1 ~ 1-2-3」を通じて評価を行います。</p>		
上記「実績目標 (小)」を達成するための「業績目標」			
<p>業績目標 1-2-1 : 納税者の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層から理解・協力を求めます。また、国民の意見・要望等を聴取し事務の改善に努めます。</p>			
<p>業績目標 1-2-2 : 問い合わせや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。</p>			
<p>業績目標 1-2-3 : 電子申告等 I C T を活用した申告・納税の推進を図ることにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めます。</p>			
担当部局名	長官官房 (総務課、企画課、厚生管理官、広報広聴官、税務相談官)、課税部 (課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、資産評価企画官)、徴収部 (管理運営課、徴収課)、調査査察部 (調査課)、税務大学校	実績評価実施予定時期	平成 27 年 10 月

○ 実績目標(小) 1-3:適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

<p>目標設定の考え方</p>	<p>適正・公平な課税を実現するためには、申告が適正でないと認められる納税者に対し的確に調査・行政指導を行うことや、期限内収納の実現を図るとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行することなどが重要であることから、納税者の権利利益の保護を図りつつ、これらを適正に実施します。また、適正な税務行政の執行を担保する上で重要な役割を果たしている不服申立てについては、適正かつ迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。このような観点から、上記の目標を設定しています。</p>		
<p>評価の方法</p>	<p>「実績目標(小) 1-3」については、「業績目標 1-3-1～1-3-3」を通じて評価を行います。</p>		
<p>上記「実績目標(小)」を達成するための「業績目標」</p>			
<p>業績目標 1-3-1： 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。</p>			
<p>業績目標 1-3-2： 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。</p>			
<p>業績目標 1-3-3： 不服申立て等に適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。</p>			
<p>担当部局名</p>	<p>課税部（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、国税不服審判所</p>	<p>実績評価実施予定時期</p>	<p>平成 27 年 10 月</p>

○ 実績目標(小) 1-4 : 国際化への取組

目標設定の考え方

経済社会のボーダレス化・グローバル化の一層の進展により、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に伴い、国際取引に関しては、二重課税リスクの問題とともに、租税回避スキーム等による「課税の空白」等が問題となっています。こうした中、租税条約に基づく相互協議を実施して二重課税問題の解決を図るとともに、各国税務当局との情報や経験の共有を図り、協力関係を強めることにより、租税回避等の問題に対応していくなど、国際化への取組を推進します。このような観点から、上記の目標を設定しています。

上記「実績目標(小)」を達成するための「施策」

施策(1) : 租税条約等に基づく情報交換

施策(2) : 相互協議事案の適切・迅速な処理

施策(3) : 各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有

施策(4) : 開発途上国に対する技術協力

測定指標 (定量的な指標)

1. 情報交換ミーティングにおける情報交換事案件数 (単位 : 件)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	—	—	増加	増加	増加
	実績値	11	25	57	40	

(目標値の設定の根拠)

複雑な取引内容・スキーム等の解明や波及的な成果が見込まれる事案については、より深度ある調査に資する情報交換ミーティングが有用であることから指標として設定しています。平成 26 事務年度においても、税務当局間の情報交換等に関する取組を促進するため、目標値は「増加」と設定しました。

2. 開発途上国に対する技術協力の満足度 (受入研修) (単位 : %)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	95.4	98.9	98.7	98.3	

(目標値の設定の根拠)

開発途上国に対する技術協力として実施した受入研修の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から 95%としています。

3. 開発途上国に対する技術協力の満足度 (職員派遣) (単位 : %)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	91.8	90.1	92.4	92.2	

(目標値の設定の根拠)

開発途上国に対する技術協力として派遣した講師に対する研修受講者の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。

測定指標 (定性的な指標)

平成26年度目標

目標の設定の根拠

1. 相互協議事案の適切・迅速な処理

個々の相互協議事案について機動的・効率的な相互協議を実施し、適切・迅速な処理に努めます。

条約相手国の当局との間で相互協議を実施することにより、国際的な二重課税を排除することは、適正・公平な課税を実現する上で不可欠であるためです。

2. 外国税務当局との経験の共有	OECD、二国間会議等を通じて、各国税務当局との間で各国共通の諸問題に関する経験の共有を図り、問題解決に取り組めます。	各国税務当局が共通して抱える諸問題について情報や経験を共有し、我が国の税務行政の向上に資するためです。				
実績目標に係る予算額	平成23年度	24年度	25年度	26年度当初	平成26年度 行政事業レビ ュ番号	対応する 施策番号
	上記の実績目標に関連する予算額はありません。					
担当部局名	長官官房（国際業務課、相互協議室）、課税部（法人課税課）、徴収部（徴収課）、調査査察部（調査課）、税務大学校			実績評価実施予定時期	平成27年10月	

- 業績目標 1-2-1：納税者の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層から理解・協力を求めます。また、国民の意見・要望等を聴取し事務の改善に努めます。

目標設定の考え方	申告納税制度が円滑に機能するよう、国税庁ホームページを活用するなど、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供します。また、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について国民各層からの幅広い理解や協力を得るため、広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や公開講座の開設等による租税に関する知識の普及を図るほか、関係民間団体との協調関係の推進などにも取り組みます。このような観点から、上記の目標を設定しています。
-----------------	---

上記「業績目標」を達成するための「施策」	
施策(1)：国民各層への広報活動の充実	
施策(2)：租税に関する啓発活動	
施策(3)：関係民間団体との協調関係の推進	
施策(4)：地方公共団体との協力関係の確保	
施策(5)：国民の意見や要望への的確な対応等	

測定指標（定量的な指標）						
1. 国税の広報に関する評価 (単位：%)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	77	77	80	80	80
	実績値	76.8	75.2	75.4	78.9	
(目標値の設定の根拠) 国税の広報に関する様々な取組についての評価を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。						
2. 租税教育に関する評価 (単位：%)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	97.1	96.6	96.3	96.8	
(目標値の設定の根拠) 租税教育に関する様々な取組についての評価を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は租税教育に関する評価水準を維持する観点から 95%としています。						
3. 税務大学校における公開講座の満足度 (講座の内容) (単位：%)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	70	70	75	80	80
	実績値	73.4	77.7	82.5	76.7	
(目標値の設定の根拠) 租税に関する知識の普及や納税意識の高揚に寄与することを目的として税務大学校で実施している公開講座の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。						
4. 税務大学校における公開講座の満足度 (講座のレベル) (単位：%)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	70	70	75	80	80
	実績値	75.8	82.1	85.1	81.7	
(目標値の設定の根拠) 租税に関する知識の普及や納税意識の高揚に寄与することを目的として税務大学校で実施している公開講座の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。						

5. 租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度 （単位：％）	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	90	90	90	90	95
	実績値	86.2	88.7	94.7	96.9	
<p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>租税に関する知識の普及に役立てることを目的として展示している租税史料室を見学した者の満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、95%に引き上げました。</p>						

測定指標（定性的な指標）	平成26年度目標	目標の設定の根拠
1. 関係民間団体との連携・協調関係の推進及び広報活動等の協力要請	関係民間団体が行う各種説明会や広報活動等について、各団体との意見交換等を通じ、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求めます。	関係民間団体が行う各種説明会や広報活動等は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及などに大きな役割を果たしているためです。
2. 地方公共団体との協力関係の確保	地方税務協議会等を開催するなどして地方公共団体との協力関係を確保していきます。	地方公共団体との間で、申告説明会の共同開催や税務広報資料の市町村広報誌への掲載等に関して、連携・協調を図ることは、納税者サービスの向上や国・地方の税務行政の効率化を図る上で重要であるためです。
3. 国民の意見や要望への的確な対応	国民各層から寄せられた意見・要望等について、関係部署において検討し、事務の改善等に取り組みます。	税務行政に対するニーズを的確に把握するとともに、寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させることは、申告納税制度を推進する上で重要であるためです。

業績目標に係る予算額	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度当初	平成 26 年度行政事業レビュー番号	対応する施策番号
国税庁の広報活動経費	557,268 千円	546,116 千円	474,708 千円	481,485 千円	006	(1) (2) (5)

担当部局名	長官官房（総務課、企画課、広報広聴官）、課税部（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課）、税務大学校	実績評価実施予定時期	平成 27 年 10 月
-------	--	------------	--------------

- 業績目標 1-2-2：問い合わせや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。

目標設定の考え方

納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速・的確に対応するとともに、申告前の照会について文書回答事例を公表するなど、税法の適用等についての予測可能性の向上を図ります。また、職員の応接態度の向上や利用しやすい税務署を目指して庁舎の環境整備を図ることなどにより、納税者の満足度の向上を図ります。このような観点から、上記の目標を設定しています。

上記「業績目標」を達成するための「施策」

施策(1)：納税者からの相談等への適切な対応

施策(2)：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応

施策(3)：改正消費税法への対応

測定指標（定量的な指標）

1. 電話相談センターにおける10分以内の相談割合 (単位：%)	会計年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	98.8	98.9	99.0	97.0	

（目標値の設定の根拠）

税に関する一般的な相談を集中的に受け付ける電話相談センターにおける相談が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。

（注）平成24年度までの数値は、電話相談センターにおける15分以内の相談割合を示しています。

2. 電話相談センターにおける電話相談の満足度 (単位：%)	会計年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度目標値
	目標値	90	90	95	95	95
	実績値	94.1	94.4	94.5	94.7	

（目標値の設定の根拠）

税に関する一般的な相談を集中的に受け付ける電話相談センターにおける相談に対する満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25事務年度の目標値を引き続き設定しました。

3. 税務署における面接相談の満足度 (単位：%)	会計年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度目標値
	目標値	80	80	85	85	85
	実績値	85.7	87.8	87.0	87.7	

（目標値の設定の根拠）

税に関する相談のために来署した納税者の相談に対する満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25事務年度の目標値を引き続き設定しました。

4. 職員の応接態度の好感度 (単位：%)	会計年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度目標値
	目標値	80	80	85	85	85
	実績値	83.6	85.2	84.3	84.3	

（目標値の設定の根拠）

来署した納税者に対する職員の応接態度の好感度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25事務年度の目標値を引き続き設定しました。

5. 税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度 (単位: %)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	75	75	75	75	75
	実績値	76.9	78.3	77.6	77.7	

(目標値の設定の根拠)

税務署における案内表示、受付・窓口の利用満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。

6. 税務署内の設備の利用満足度 (単位: %)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	60	65	65	65	65
	実績値	66.0	67.7	67.0	66.9	

(目標値の設定の根拠)

税務署内における設備の利用満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。

7. 文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件数割合 (単位: %)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	90	90	95	95	95
	実績値	98.1	95.7	95.8	98.8	

(目標値の設定の根拠)

課税関係の事前照会に対する文書回答手続が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から 95%としています。

8. 苦情の3日以内の処理件数割合 (単位: %)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	86.7	88.9	87.9	86.6	

(目標値の設定の根拠)

納税者から寄せられた様々な苦情等への対応が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。

測定指標(定性的な指標)	平成26年度目標	目標の設定の根拠
1. 改正消費税法に関する相談等への対応	事業者からの改正消費税法に関する相談等に対しては、適切かつ丁寧に対応します。	事業者が消費税法の改正内容等を十分に理解して自ら適正な申告・納付ができるように、改正消費税法に関する相談については、適切かつ丁寧に対応するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組について、関係省庁と連携して適切に対応することは、国民の理解を得て税務行政を円滑に推進する上で重要であるためです。

業績目標に係る予算額	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度当初	平成 26 年度行政事業レビュー番号	対応する施策番号
電話相談センター運営経費	613,905 千円	353,634 千円	374,983 千円	383,597 千円	007	(1)

担当部局名	長官官房(総務課、厚生管理官、税務相談官)、課税部(課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、資産評価企画官)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課)	実績評価実施予定時期	平成 27 年 10 月
-------	---	------------	--------------

○ 業績目標 1-2-3：電子申告等 ICT を活用した申告・納税の推進を図ることにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めます。

目標設定の考え方	<p>e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など ICT を活用した申告・納税の推進を図り、納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めます。e-Taxについては、税務署に赴くことなく国税関係手続を行うことが可能になるなど納税者の利便性が向上します。また、申告書の入力事務が削減されるとともに申告書の保管・管理が不要となるなど、税務行政の効率化にも寄与するものです。国税庁では、電子行政推進に関する政府全体の方針に基づき、利用環境の改善のため、関係府省と緊密な連携を図りつつ、各種施策を強力に推し進めるとともに、引き続き積極的な広報・周知に取り組み、ICT を活用した申告・納税の一層の普及及び定着を図ります。このような観点から、上記の目標を設定しています。</p>
-----------------	--

上記「業績目標」を達成するための「施策」	
施策(1)： e-Tax の普及と利用満足度の向上	
施策(2)： 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進	

測定指標（定量的な指標）						
1. e-Taxの利用状況 （公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告手続（2手続）） （単位：％）	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	—	—	—	—	54 (28 年度 58)
	実績値	—	—	—	51.9	/
<p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>国税関係改善促進15手続の中の国税申告手続（6手続）のうち、所得税申告及び消費税申告（個人）の2手続については、オンライン利用率が公的個人認証サービスに基づく電子証明書の普及割合等の外的要因に左右されることから、これら2手続を区分してe-Taxの利用状況を測定するため指標として設定しています。当該指標は、「改善取組計画」において設定された指標と同じものです。26年度の目標値は28年度の最終目標値である58%を踏まえ、54%と設定しました。</p> <p>（注）「改善取組計画」とは、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成 26 年 4 月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）に基づき、オンライン手続の利便性向上に向けた取組を推進するため、平成 26 年度から平成 28 年度までを対象期間として策定された計画です。</p>						
2. e-Taxの利用状況 （上記以外の国税申告手続（4手続）） （単位：％）	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	—	—	—	—	69 (28 年度 72)
	実績値	—	—	—	66.9	/
<p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>国税関係改善促進 15 手続の中の国税申告手続（6手続）のうち、法人税申告、消費税申告（法人）、酒税申告及び印紙税申告の4手続については、オンライン利用率が公的個人認証サービスに基づく電子証明書の普及割合等の外的要因に左右されないことから、これら4手続を区分して e-Tax の利用状況を</p>						

測定するため指標として設定しています。当該指標は、「改善取組計画」において設定された指標と同じものです。26年度の目標値は28年度の最終目標値である72%を踏まえ、69%と設定しました。

3. e-Taxの利用状況 (申請・届出等手続) (9手続) (単位：%)	会計年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度目標値
	目標値	—	—	—	—	58 (28年度 62)
	実績値	—	—	—	57.7	

(目標値の設定の根拠)

国税関係改善促進15手続の中の申請・届出等手続(9手続)について、e-Taxの利用状況を測定するため指標として設定しています。当該指標は、「改善取組計画」において設定された指標と同じものです。26年度の目標値は28年度の最終目標値である62%を踏まえ、58%と設定しました。

(注) 申請・届出等手続(9手続)とは、給与所得の源泉徴収票等(及び同合計表)(6手続)、利子等の支払調書(及び同合計表)、納税証明書の交付請求、電子申告・納税等開始(変更等)届出をいいます。

4. ICT活用率(所得税申告及び消費税申告(個人)) (単位：%)	会計年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度目標値
	目標値	—	—	61	65	70 (28年度 72)
	実績値	57.3	61.9	65.5	68.8	

(目標値の設定の根拠)

インターネット環境を利用して申告書を作成(書面提出分を含む)することは、申告書の入力事務の削減など税務行政の効率化に寄与すること、また、将来、自宅等からe-Tax申告への移行が期待できることなどから、ICTの活用状況を測定するため指標として設定しています。当該指標は、「改善取組計画」において設定された指標と同じものです。26年度の目標値は28年度の最終目標値である72%を踏まえ、70%と設定しました。

5. e-Taxの利用満足度 (単位：%)	事務年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度目標値
	目標値	60	60	68	70	75 (28年度 75)
	実績値	66.4	68.0	70.6	73.3	

(目標値の設定の根拠)

e-Taxの利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、e-Taxに対する利用満足度を測定するため指標として設定しています。当該指標は、「改善取組計画」において設定された指標と同じものです。26年度の目標値は28年度と同じ目標値である75%と設定しました。

6. オンライン申請の受付1件当たりの費用 (単位：円)	会計年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度目標値
	目標値	—	—	減少	減少	減少
	実績値	581	508	473	433	

(目標値の設定の根拠)

e-Taxによる税務行政の効率化を測定するため指標として設定しています。当該指標は、「改善取組計画」において設定された指標と同じものです。

7. 事務処理(削減)時間 (単位：時間)	会計年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度目標値
	目標値	—	—	—	増加	増加
	実績値	—	99,729	102,860	106,456	

(目標値の設定の根拠)

e-Taxによる税務行政の効率化を測定するため指標として設定しています。当該指標は、「改善取組計画」において設定された指標と同じものです。

8. 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度(単位:%)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	80	80	83	85	85 (28 年度 85)
	実績値	80.1	80.1	81.3	83.1	

(目標値の設定の根拠)

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進を図る観点から、利用満足度を測定するため指標として設定しています。当該指標は、「改善取組計画」において設定された指標と同じものです。目標値は28年度と同じ目標値である85%と設定しました。

業績目標に係る予算額	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度当初	平成 26 年度 行政事業レビ ユー番号	対応する 施策番号
国税電子申告・納税システム	9,871,092 千円	7,508,414 千円	7,410,209 千円	7,720,074 千円	010	(1)

担当部局名	長官官房(企画課)、課税部(課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課)	実績評価実施予定時期	平成 27 年 10 月
--------------	---	-------------------	--------------

○ 業績目標 1-3-1：適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。

目標設定の考え方	適正申告の実現を図るため、有効な資料情報の収集を行うとともに、効果的・効率的な事務運営を推進し、申告が適正でない認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施します。また、社会・経済状況の変化に的確に対応するため、経済社会の国際化、高度情報化の進展などを背景とした新たな分野への対応を行います。このような観点から、上記の目標を設定しています。
-----------------	--

上記「業績目標」を達成するための「施策」	
施策(1)：有効な資料情報の収集	
施策(2)：的確な調査事務の運営	
施策(3)：社会・経済状況に対応した調査への取組	
施策(4)：悪質な脱税者に対する査察調査の実施	

測定指標（定量的な指標）						
1. 調査関係事務の割合 (単位：%)	事務年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	55	60	60	60	60
	実績値	60.6	60.6	61.6	N.A	
(目標値の設定の根拠)						
的確な調査・指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。						
(注) 平成 25 事務年度実績値は、26 年 7 月末までにデータが確定するため、25 事務年度実績の評価書に掲載予定です。						
2. 調査関係事務の割合（調査課分） (単位：%)	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	85	85	85	85	85
	実績値	86.3	86.0	86.2	85.9	
(目標値の設定の根拠)						
的確な調査・指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。						

測定指標（定性的な指標）	平成26年度目標	目標の設定の根拠
1. 有効な資料情報の収集	法定資料の適正な提出の確保に努めるとともに、新たな資産運用手法や取引形態などに係る有効な資料情報を積極的に収集します。	法定資料の適正な提出の確保策を講ずるほか、社会・経済状況の変化に対応した有効な資料情報を収集し、活用することは、適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるためです。
2. 大口・悪質な不正事案や国際化・高度情報化等に対する取組	大口・悪質な不正事案や国際化・高度情報化により複雑化した取引等に対して、的確な調査を行います。	高額な所得が見込まれるが申告額が少なかったり、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすことから、そうした事案に対して的確な調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるためです。
3. 悪質な脱税者に対する査察調査の実施	社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査を実施し、刑事訴追を求めます。	悪質な脱税者に対し刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じ、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に努めることが重要であるためです。

業績目標に係る予算額	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度当初	平成 26 年度 行政事業レ ビュー番号	対応する 施策番号
	上記の業績目標に関連する予算額はあります。					

担当部局名	課税部（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室）、調査査察部（調査課、査察課）	実績評価実施予定時期	平成 27 年 10 月
-------	--	------------	--------------

- 業績目標 1-3-2 : 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。

目標設定の考え方	期限内収納の実現と滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税の実現は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。このため、期限内収納の実現を図るとともに、期限内に納付しない納税者に対して、滞納処分を執行することなどにより、確実な徴収を図ります。このような観点から、上記の目標を設定しています。
-----------------	--

上記「業績目標」を達成するための「施策」	
施策(1) : 期限内収納の実現	
施策(2) : 滞納の未然防止	
施策(3) : 滞納の整理促進への取組	
施策(4) : 効果的・効率的な徴収事務運営	
施策(5) : 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	

測定指標（定量的な指標）						
1. 滞納整理事務の割合（単位：％）	事務年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	70	70	75	75	75
	実績値	75.6	77.3	80.8	N. A	
<p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>滞納の整理促進を図るため、必要な滞納整理事務量が確保されているかを測定する指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>（注）平成 25 事務年度実績値は、26 年 7 月末までにデータが確定するため、25 事務年度実績の評価書に掲載予定です。</p>						
2. 集中電話催告センター室における催告回数（単位：千回）	事務年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	—	—	—	—	1,850
	実績値	1,795	1,788	1,951	N. A	
<p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>新たに発生する滞納事案等について、条件設定に応じて催告対象者を抽出する集中電話催告システムの機能を活用し、限られた人員の下、早期に反復的な納付催告を実施することは、滞納の整理促進を図る上で効果的・効率的であることから、催告回数を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ設定しました。</p>						

測定指標（定性的な指標）	平成26年度目標	目標の設定の根拠
1. 期限内収納を確保するための取組	振替納税の利用勧奨等の各種施策を実施し、期限内収納の確保に取り組めます。	国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報周知や、個人の新規納税者を中心とした振替納税の利用勧奨に努めることは、期限内収納の実現を図る上で重要であるためです。
2. 滞納を未然に防止するための取組	期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の各種施策を実施し、滞納の未然防止に取り組めます。	前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対して、あらかじめ文書等で期限内納付を促すことや、期限までに納付のない納税者に対して、督促状を発

		付する前に電話等での納付指導に取り組むことは、滞納の未然防止を図る上で重要であるためです。
3. 滞納の整理促進への取組	滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応し、滞納の整理促進に取り組めます。	滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収の実現を図る上で重要であるためです。
4. 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収	厚生労働大臣から委任を受けた事案については、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に努めます。	厚生年金保険法等の規定に基づき厚生労働大臣から委任される年金保険料については、的確に徴収することが重要であるためです。

業績目標に係る予算額	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度当初	平成 26 年度行政事業レビュー番号	対応する施策番号
集中電話催告システム	818,732 千円	731,945 千円	973,850 千円	771,831 千円	009	(4)

担当部局名	徴収部（管理運営課、徴収課）	実績評価実施予定時期	平成 27 年 10 月
-------	----------------	------------	--------------

○ 業績目標 1-3-3: 不服申立て等に適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

目標設定の考え方	国税における不服申立制度は、簡易・迅速な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。納税者の理解と信頼を得るよう、不服申立ての適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備を図ります。このような観点から、上記の目標を設定しています。
-----------------	---

上記「業績目標」を達成するための「施策」	
施策(1) : 不服申立ての適正・迅速な処理	
施策(2) : 裁決事例の公表の充実	

測定指標（定量的な指標）						
1. 「異議申立て」の3か月以内の処理件数割合（単位：％）	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	90	95	95	95	95
	実績値	99.0	92.6	95.4	97.0	/
（目標値の設定の根拠） 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、異議申立てに関する処理が迅速に行われているかを測定する指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から 95%としています。						
2. 「審査請求」の1年以内の処理件数割合（単位：％）	会計年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度目標値
	目標値	90	90	95	95	95
	実績値	93.2	96.9	96.2	96.2	/
（目標値の設定の根拠） 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定する指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、25 事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から 95%としています。						

測定指標（定性的な指標）	平成26年度目標	目標の設定の根拠
1. 裁決事例の公表の充実	有用性等のある裁決事例について、参考判例を付記などした上、引き続き、国税不服審判所ホームページに掲載し公表します。	有用性等のある裁決事例について、参考判例を付記するなどして公表することは、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することとなるためです。

業績目標に係る予算額	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度当初	平成 26 年度行政事業レビュー番号	対応する施策番号
国税不服審判所の運営に必要な経費	4,910,368 千円	4,302,664 千円	4,289,272 千円	4,701,751 千円	/	(1)(2)
審査請求の調査及び審理に必要な経費	154,235 千円	145,504 千円	142,719 千円	145,604 千円	/	(1)(2)
合計	5,064,603 千円	4,448,168 千円	4,431,991 千円	4,847,355 千円	/	/

担当部局名	課税部（課税総括課、酒税課、消費税室、審理室）、徴収部（管理運営課、徴収課）、国税不服審判所	実績評価実施予定時期	平成 27 年 10 月
--------------	--	-------------------	--------------

平成26事務年度 各目標と予算との対応関係

予算書上の「項」	予算書上の「事項」		平成26年度 当初予算 (千円)	対応する目標	関係する 施策番号
	行政事業レビュー対象事業【事業番号】				
国税庁共通費			575,893,381	—	—
	国税庁一般行政に必要な経費		575,645,588	—	—
	審議会に必要な経費		247,793	—	—
国税庁施設費			2,755,190	—	—
	国税庁施設整備に必要な経費		2,755,190	—	—
税務業務費			124,166,475	—	—
	内国税等の賦課及び徴収に必要な経費		113,732,355	実績目標(大) 1	—
		国税庁の広報活動経費【006】	481,485	業績目標 1-2-1	(1)(2)(5)
		電話相談センター運営経費【007】	383,597	業績目標 1-2-2	(1)
		国税総合管理(KSK)システム【008】	31,242,608	実績目標(小) 1-1	(5)
		集中電話催告システム【009】	771,831	業績目標 1-3-2	(4)
		法人番号システム(仮称)等【011】	10,200,616	実績目標(小) 1-1	(6)
	税務大学校に必要な経費		2,245,806	実績目標(小) 1-1	(4)
	国税電子申告・納税システムの運用等に必要な経費		7,720,074	業績目標 1-2-3	—
		国税電子申告・納税システム【010】	7,720,074	業績目標 1-2-3	(1)
	酒類業の健全な発達の促進に必要な経費		468,240	実績目標(大) 2	—
		単式蒸留しょうちゅう製造業近代化事業費等補助金【012】	425,606	実績目標(大) 2	(4)
国税不服審判所			4,847,355	業績目標 1-3-3	—
	国税不服審判所の運営に必要な経費		4,701,751	業績目標 1-3-3	(1)(2)
	審査請求の調査及び審理に必要な経費		145,604	業績目標 1-3-3	(1)(2)
独立行政法人酒類総合研究所運営費			956,474	実績目標(大) 2	—
	独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金に必要な経費		956,474	実績目標(大) 2	—
		独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金【013】	956,474	実績目標(大) 2	—
合 計			708,618,875		

本分析表に関する御意見等につきましては、財務省大臣官房文書課政策評価室（hyouka@mof.go.jp）にお送りください。

国税庁の実績評価に関する情報は、財務省のホームページでもご覧いただけます。

<http://www.mof.go.jp>

